

茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後		現 行																													
(補助金の対象範囲及び補助金の額)		(補助金の対象範囲及び補助金の額)																													
第2条 1・2 (略)		第2条 1・2 (略)																													
		3 <u>前2項の規定にかかわらず、年度の中途において退園した園児に対する補助金の額は、月割をもつて計算した額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</u>																													
第3条～第5条 (略)		第3条～第5条 (略)																													
(実績報告書の提出)		(実績報告書の提出)																													
第6条 私立幼稚園の設置者は、 <u>第5条</u> に規定する保育料等の減免措置を完了したときは、同条第1項に規定する別に教育委員会が指定した日から15日以内に茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書（様式第6号）を教育委員会に提出するものとする。		第6条 私立幼稚園の設置者は、 <u>前条</u> に規定する保育料等の減免措置を完了したときは、同条第1項に規定する別に教育委員会が指定した日から15日以内に茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書（様式第6号）を教育委員会に提出するものとする。																													
別表（第2条第1項）		別表（第2条第1項）																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助の対象となる保護者の世帯</th> <th rowspan="2">補助対象経費</th> <th colspan="3">補助限度額</th> </tr> <tr> <th>第1子</th> <th>第2子</th> <th>第3子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>生活保護法の規定による保護を受けている世帯</td> <td>入園料、保育料の合計額</td> <td>年額 308,000円</td> <td>年額 308,000円</td> <td>年額 308,000円</td> </tr> </tbody> </table>		補助の対象となる保護者の世帯	補助対象経費	補助限度額			第1子	第2子	第3子以降	1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助の対象となる保護者の世帯</th> <th rowspan="2">補助対象経費</th> <th colspan="3">補助限度額</th> </tr> <tr> <th>第1子</th> <th>第2子</th> <th>第3子以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>生活保護法の規定による保護を受けている世帯</td> <td>入園料、保育料の合計額</td> <td>年額 308,000円</td> <td>年額 308,000円</td> <td>年額 308,000円</td> </tr> </tbody> </table>		補助の対象となる保護者の世帯	補助対象経費	補助限度額			第1子	第2子	第3子以降	1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
補助の対象となる保護者の世帯	補助対象経費			補助限度額																											
		第1子	第2子	第3子以降																											
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円																										
補助の対象となる保護者の世帯	補助対象経費	補助限度額																													
		第1子	第2子	第3子以降																											
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円																										

改正後				現 行					
2	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額 272,000円 (308,000円)	年額 <u>308,000円</u> (308,000円)	年額 308,000円 (308,000円)	2	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	年額 272,000円 (308,000円)	年額 <u>290,000円</u> (308,000円)	年額 308,000円 (308,000円)
3	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が非課税となる世帯				3	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が非課税となる世帯			
4	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	年額 <u>139,200円</u> (272,000円)	年額 <u>223,000円</u> (308,000円)	年額 308,000円 (308,000円)	4	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	年額 <u>115,200円</u> (217,000円)	年額 <u>211,000円</u> (308,000円)	年額 308,000円 (308,000円)
5	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円	5	当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
6	上記区分以外の世帯	—	年額 154,000円	年額 308,000円	6	上記区分以外の世帯	—	年額 154,000円	年額 308,000円

改正後	現 行
<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 途中入退園及び休園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。</p> <p><u>(1) 入園料を負担している場合</u>  <math display="block">\frac{\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月数} + 3)}{15}</math> (100円未満を四捨五入)</p> <p><u>(2) 入園料を負担していない場合</u>  <math display="block">\frac{\text{上記の単価} \times \text{保育料の支払月数}}{12}</math> (100円未満を四捨五入)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 次に掲げる世帯のいずれかに該当する世帯であって、世帯区分の2から4については、( ) 内を適用する。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で<u>現に児童を扶養している者（ただし、保護者と同一の世帯に属する者がこれに該当する場合を除く。）</u>の属する世帯</p>	<p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。</p> <p><u>上記の単価 × (保育料の支払月数 + 3) ÷ 15 (百円未満を四捨五入)</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>7 次に掲げる世帯のいずれかに該当する世帯であって、世帯区分の2から4については、( ) 内を適用する。</p> <p>(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で<u>現に児童を扶養している者の属する世帯</u></p>

附 則（平成29年 月 日茂原市教育委員会規則第 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。